

MARRIAGE FOR ALL JAPAN

結婚の自由をすべての人に

一般社団法人 Marriage For All Japan - 結婚の自由をすべての人に とは

私たちは、2019年2月14日に提起した「結婚の自由をすべての人に」訴訟の弁護団に所属する弁護士の一部とPRのプロフェッショナル等によって設立された団体です。

VISION

性のあり方にかかわらず、すべての人が、結婚するかしないかを自由に選択できる社会

OUR WORK

- 「結婚の自由をすべての人に」訴訟の支援
- 「同性婚（婚姻の平等）」実現のための情報発信やキャンペーン

「結婚の自由をすべての人に」訴訟とは？

2019年2月14日、日本で生活する13組の同性カップルが「同性カップルが結婚（法律婚）できないのは憲法違反だ」と、東京・札幌・大阪・名古屋で一斉に国を提訴しました（2019年6月1日現在は12組）。この訴訟は、性別にかかわらず、だれもが結婚するかしないかを自由に選択できる社会の実現を目指したもので、「結婚の自由をすべての人に」訴訟と名付けられました。

訴訟の3つのポイント

1 同性婚が認められないことの違憲性を問う日本ではじめての訴訟です

日本で同性カップルの結婚が認められていないことの違憲性を正面から問う国家賠償請求訴訟が提起されたのは、今回が初めてです。

2 求めているのは、「同性カップルが結婚できないのは憲法違反」という判決

今回の訴訟は、国が「同性カップルが結婚できる法律」をいつまでも作らないのは違法で（立法不作为）、同性カップルは精神的な被害を受けているから慰謝料を払って欲しい（国家賠償請求）という形の請求です。もちろん求めているのは、お金ではなく「同性カップルが結婚できないのは憲法違反」という判決です。

3 訴訟で正しい判決を勝ち取るためには世の中の関心を集めることが重要です

この訴訟で正しい判決を勝ち取ること、そして同性婚（婚姻の平等）を実現するために国会を動かすためには、社会全体の関心や理解が非常に重要です。

憲法の3つのポイント

1 憲法24条1項「婚姻の自由」

憲法24条1項の「両性の合意」が男女を意味し、同性婚は禁じられているという意見があります。しかし、この規定は、結婚は本人たちの合意だけででき、昔の家制度での父母や戸主の同意はいらないことを定めたもの。同性カップルの結婚を禁止するとは書かれておらず、憲法制定当時、そもそも同性カップルの結婚は想定されていませんでした。憲法24条は同性婚を禁止しておらず、むしろ、すべての人に「婚姻の自由」を保障しているため、国に同性カップルが結婚できる法整備を義務付けていると言えます。

2 憲法14条「法の下での平等」

憲法24条では「すべての人は法の下に平等であり、不合理な差別は許さない」ということを定めています。異性カップルと同性カップルで取り扱いが異なるのは不合理な差別であり、憲法14条に違反しています。

3 同性カップルが結婚できないことこそ憲法違反

憲法24条が保障する「婚姻の自由」、憲法14条が保障する「法の下での平等」。この2つの条文から、同性カップルの結婚が認められていないことこそ、憲法違反だと言えるのです。

一緒に、訴訟を応援しましょう！

同性カップルが結婚できないのは憲法違反です！

国会で法整備が進む



裁判所



国会

“

この訴訟を通じて、裁判所が「同性カップルが結婚できないのは憲法違反だ」という司法判断を下せば、国会も無視はできません。同性カップルも結婚という選択肢を持てるよう、国会は法整備を進めざるを得ないのです。

”

ご支援・フォローをよろしくお願いします！

▶ 署名での支援を募集中です！ 最新情報は公式WEBサイト・SNSでチェック！

change.org
署名



公式WEBサイト



Twitter
@marriage4all_



Facebook
@marriageforalljapan



LINE@
@zif9715k

